



# ご存知ですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

【問合せ先】 福祉事務所  
社会福祉係  
☎ 2216

## 特典いっぱい 子育て優待カード

【問合せ先】  
福祉事務所  
社会福祉係  
☎ 2216

子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって応援し、地域とのふれあいのなかで、子育ての孤立感の解消や、子どもと保護者とのふれあいをより一層深めることを目的に、静岡県と下田市及び県内各市町は、協働して「しずおか子育て優待カード」事業に取り組んでいます。

**事業の概要**  
しずおか子育て優待カード事業は、18歳未満の子どもを同伴した保護者、又は妊娠中の方が、子育て優待カードを県内協賛店舗・協賛施設（ステッカー、ポスター、ミニのぼりが目印）で提示すると、

協賛店舗・協賛施設はこのポスター、ステッカー、ミニのぼりが目印です。携帯サイトからも検索ができます。QRコードから開くかアドレスを直接入力 携帯サイトアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/ml>

店舗・施設ごとに決められた「応援サービス」を受けられることができる事業です。

**カードの利用方法**  
原則として、保護者が子ども同伴の場合に限り利用できます。ただし、いつも子ども同伴でお店を利用していただいている場合で、なおかつ子どものお使いや、子どもの病気など、たまたま同伴できなかった時には、協賛店舗側の判断により、「応援サービス」の対象となります。

### 児童扶養手当

母子及び父子家庭等に給付される手当で、児童が18歳に到達した後最初の3月31日を迎えるまで支給されます。（政令の定める程度の障害を有する場合に、20歳未満）  
対象 次のいずれかの状態にある児童を監護している父、母、養育者に支給されます。  
○ 父又は母が死亡、又は生死不明である児童  
○ 父又は母が重度の障害を有する児童

児童の数	手当額（月額）	
	全部支給	一部支給
1人	41,430円	41,420円から9,780円
2人	46,430円	2人目は5,000円加算
3人目以降	1人につき3,000円加算	

※手当額は所得や扶養親族の数によって決定します。

○ 父又は母が1年以上拘禁されている児童

○ 父又は母から1年以上遺棄されている児童

○ 婚姻によらないで生まれた児童

**次のいずれかに該当するときは支給されません。**

○ 父又は母が婚姻したとき（事実上の婚姻を含む）

○ 児童が公的年金を受けられるとき又は公的年金の加算対象となるとき。

○ 父、母又は養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるとき。

○ 父又は母が1年以上拘禁されている児童

### 所得制限（児童扶養手当）

扶養親族の数	受給者本人の所得		孤児等の養育者の場合
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円

※上記の額以上の場合には、手当ての一部又は全部が支給停止となります。

### 特別児童扶養手当

重度または中度以上の障害がある児童（20歳未満）を監護している父もしくは母、または養育者が特別児童扶養手当を受けることができます。障害状態に応じて1級、2級に区分され、手当月額は別表のとおりです。また、児童扶養手当と併給できます。ただし、児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合、児童福祉施設等に入所しているときは対象となりません。

### 手当額（特別児童扶養手当）

障害等級	障害の程度	月額
1級	身体障害者手帳1・2級程度	50,400円
2級	身体障害者手帳3級程度	33,570円

※障害等級は障害の程度及び診断書等により認定されます。詳しくは福祉事務所へご相談ください。  
※手当額について、法改正が行われる予定です。手当額が変更となった場合、別途お知らせいたします。

### 8月は現況届の提出月

8月以降の手当の受給には現況届の提出が必要です。受給者へ通知を郵送しますので手続きをお願いいたします。※現況届が未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなります。

**期限** 8月31日（金）まで ※土日を除く。

**提出場所** 福祉事務所（市役所5番窓口）ただし、児童扶養手当については、8月21日（火）から23日（水）の間中会議室（市役所2階）です。

### 所得制限（特別児童扶養手当）

扶養親族の数	受給者本人の所得	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円

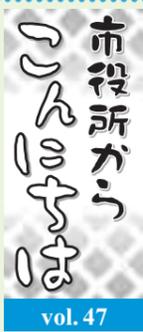
**期間** 8月16日（木）から9月15日（土）まで

しずおか子育て優待カード事業の協賛店舗において、キャンペーン期間中に買い物をされた応募者に、抽選で賞品をプレゼントします。

**応募資格** 静岡県民で期間中に異なる3つの事業協賛店舗等において合計2,000円以上のお買い物をされた方

**応募方法** 協賛店舗及び福祉事務所に応募用紙がございましたので、レシート（領収書）を添付し、封筒に入れて応募してください。

当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。



しずおか子育て優待カード  
推進キャンペーン  
行います！

静岡県では、子育て中のご家庭を地域で応援するため、18歳未満のお子様のいるご家庭を対象に子育て優待カードをお配りしています。

優待カードを協賛店舗でのお買い物の際に提示すると、店舗ごとのサービス（例・ポイントアップ、商品の割引、粗品プレゼント等）を受けられることができます。

今回優待カード事業を県内の皆様により広く知っていただくためにキャンペーンを行うことになり、ご案内をさせていただきます。

8月16日から9月15日までの1か月間に、3店舗以上の協賛店で合計2千円以上の買い物をすると、キャンペーンに応募できます。

商品は各協賛店舗の特色を生かしたものを多数ご用意しました。

協賛店舗や市役所窓口にある専用紙にレシートを添付し希望商品名を明記の上、封筒に入れて所定の宛先までお送りください。

このキャンペーンは、協賛店舗で買い物をした全ての県民の方に応募いただけます。現在協賛店舗は県内に6,764店舗、市内に73店舗あり、日用雑貨や食料品、学習施設など様々な業種に渡っています。

住民・企業・行政が一体となってキャンペーンに参加することで、より一層子育てしやすい街づくりを進めていきましょう。なお、協賛していただける企業も随時募集しています。

ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。



（福祉事務所 小澤 千春）